

あなたの家は大丈夫ですか

木造住宅の耐震診断への補助を拡充しました



町では、平成30年度から個人の木造住宅に対して耐震診断費用の補助を行ってまいりましたが、この4月から補助制度の拡充を行い、今までの「簡易診断」に替わり、「一般及び精密診断」費用について、補助を開始しました。「一般及び精密診断」を実施することにより、「簡易診断」では行えなかった、具体的な補強計画を立てることが可能となりました。ぜひ、この機会に住宅の耐震性について、お考えください。

耐震診断

補助対象
次の条件をすべて満たす木造住宅

- (1) 町内在住の方が所有している建物で、その所有者又は家族が居住しているもの
- (2) 昭和56年以前に建築された一戸建住宅、二世帯住宅又は店舗兼用住宅（昭和56年6月1日以降に増築をしたものを除く）
- (3) 2階建以下の在来軸組工法により建築されたもの

補助金額

耐震診断費は概ね7～8万円程度です。この費用の3分の2までが補助されます。（ただし、5万円が補助限度額です。）
また、町では平成23年度から、耐震改修工事等についても、補助を行っています。

耐震改修工事等

補助対象
耐震診断の補助対象の条件を満たし、次の条件も満たす木造住宅

耐震診断の結果、総合評点が1.0未満と診断されたものを1.0以上となるように改修するもの

補助金額

耐震改修工事等に要する費用の2分の1までが補助されます。（ただし、60万円が補助限度額です。）
耐震改修促進に関する「計画」及び「補助制度」の詳細は、町ホームページに掲載されています。
町ホームページ ↓「くらしのガイド」↓「住宅」からもダウンロードできます。
<http://www.town.kaisei.kanagawa.jp/>

簡易診断とは

わが家の耐震診断と補強方法（建設省住宅局監修・財団法人日本建築防災協会編集）に基づいて耐震診断技術者が行う木造住宅に対する耐震性の診断をいいます。建築に関する専門的な知識がなくても、だれでも簡単に耐震診断を行うことができます。なお、簡易診断の結果はあくまで目安程度に判断し、その簡易診断の結果のみでは補強工事の設計は行いません。

一般及び精密診断とは

木造住宅の耐震診断と補強方法（2004年7月改訂・国土交通省住宅局監修・財団法人日本建築防災協会発行）に準拠した一般診断法または精密診断法に基づいて耐震診断技術者が行う木造住宅の耐震性の診断をいいます。専門家向けの非破壊調査を想定した一般診断と補強計画を前提に破壊調査を想定した精密診断があります。

耐震相談～耐震診断～耐震改修の判断フロー（木造住宅）

